

一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の事前確定運賃の
平準化係数について

「一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃に関する認可申請の取扱いについて」（令和元年5月13日付け北海道運輸局公示第6号）の規定に基づき、下記のとおり営業区域毎の平準化係数を定めたので公示する。

令和元年10月11日

北海道運輸局長 大高 豪太

記

営業区域及び平準化係数

- | | |
|----------|-------|
| 1. 札幌交通圏 | 1. 16 |
| 2. 千歳圏 | 1. 09 |
| 3. 旭川交通圏 | 1. 11 |

附則

この公示は、令和元年10月11日から適用するものとする。

附則（令和元年10月25日付け北海道運輸局公示第60号）

この公示は、令和元年10月25日から適用するものとする。

附則（令和2年3月3日付け北海道運輸局公示第99号）

この公示は、令和2年3月3日から適用するものとする。

附則（令和２年９月２日付け北海道運輸局公示第２９号）

この公示は、令和２年１０月１日から適用するものとする。

附則（令和３年９月１日付け北海道運輸局公示第２６号）

この公示は、令和３年１０月１日から適用するものとする。

附則（令和４年１月１２日付け北海道運輸局公示第５１号）

この公示は、令和４年１月１２日以降に申請のあったものから適用する。